清末剪辮論の一考察

吉澤誠一郎

はじめに
一　剪辮論の登場
二　剪辮論の展開
三　宣統二年の剪辮論議
四　辛亥革命時期における剪辮の實踐
五　辮髪からみた風俗問題
おわりに

はじめに

清代の成年男子が辮髪と呼ばれる獨特の髪型をしていたことは、餘りにもよく知られている。また、清末に至り、辮髪を剪るという實踐が登場することも周知のことである。本稿は、この辮髪を剪ること（つまり剪辮・剪髪）の社會的・政治的意義について考察する。

清末の剪辮について、しばしば指摘されるのは、清朝の統治を離脱する意思表示としての意味である。(1) 特に打倒清朝をめざす革命家たちの場合が、これにあてはまる。しかし、本稿で詳しく述べるように、宣統二年（一九一〇年）には、皇帝が剪辮令を下すべきだという意見が朝廷内に現れ、ジャーナリズムや資政院においても盛んに議論された。このように

辮髪を剪ることを單に反清朝のシンボルと考えて濟ませるわけにはゆかない。

また、剪辮を「近代文明の傳播」という視角でとらえることも可能であるかもしれない。[2] これに對して本稿で主題として扱いたいのは、剪辮を主張・實踐する者の論理・動機である。つまり巨視的に見れば「近代文明の傳播」と言える現象を、當時の人々の願望と戰略の問題として考察してゆくこととしたいのである。なかには、魯迅「頭髪的故事」(『吶喊』)にあるように「べつに深い仔細があってではなく、ただ不便だったから」[3]剪った者もあろう。しかし、多くの史料が示すところによれば、清末の剪辮論議は、危機的狀況にある國家・國民の未來のために何をすべきか、という甚だ大きな問題意識を起點としていたと思われるのである。もちろん、剪辮を主張する動機は様々であるとはいえ、そのための言說を整理しつつ、考えうる多様な歷史的文脈の中において考察することで、理解してゆく道筋をつかめるであろう。

先行研究としてまず擧げるべき劉香織の著書[4]は、日本・中國・朝鮮の斷髪の問題を廣い視野からとらえており、大いに參考になる。ただしエピソードの集積という印象が強く、上述のような問題關心からの掘り下げは不充分である。清末の剪辮に關する實證面でも、日本への留學生の事情については詳しいものの、國内の剪辮熱(ブーム)はほとんど紹介していない。これは、劉が主に著名知識人の回想錄といった史料に依據し、當時の國内定期刊行物を餘り參照していないことによるのであろう。

それにも增して不滿が殘るのが、「近代化」の一環として「斷髪が人々にもたらした心理的な振動」(二二〇頁)に主な關心を寄せている點である。劉は「洋風の散髪という近代社會の平均値的な審美觀によって」(二一一頁)斷髪することになった人々の心情に迫ろうとしており、その點では貴重な業績である。劉が斷髪にあたっての個人心理の葛藤に關心を集中させるのは、なぜ斷髪しなければならなかったのかという點は「近代化」によって說明でき、おおむね既知だとみなしているためと思われる。

しかし、本稿ではむしろ、全男性が辮髪を剪るべしという自覺的主張に焦點をあてたい。つまり、當時の人々は、なぜ

辮髪を剪らねばならないと考えたのか、どのような論理によって辮髪を剪る必要性を說明していたのか、ということである。また、髪型の制限から自由へという圖式ではなく、辮髪から斷髪へという流れを提起することになる要因、すなわち、なぜ、必要な一部の人だけでなく、全男性に一律に斷髪が求められたのか、これも問うべきことである。實は、これらの問題について劉も全く無視しているわけではなく啓發される記述も多い。ただ議論は散發的で結論は曖昧すぎるのである。そして、本稿の行なう作業によってこそ、當時の人々が理想としたところの、社會なり國家なりが進んでゆくべき方向が知られると思われるのである。

本稿の視角に最も近いのは王爾敏の研究(5)である。王が檢討の對象とした剪辮論の事例は數點のみではあるが、「なぜ斷髪しなければならなかったか」という問題の分析に先鞭をつけている。しかも、清朝打倒の革命運動との關係ではなく、變法・立憲との關わりの中で辮髪の問題を扱っている點でも、示唆に滿ちている。本稿は、王の視角を繼承しつつ、革命論との關係をも無視できない要素としてあわせて考察する。また剪辮をめぐる言說だけでなく、その政治過程をも追うことで、更に多くの論點を提示するつもりである。

以下では、まず光緒末年頃、剪辮の必要性を說いた論說をとりあげて分析し、辮髪を剪る論理を明らかにする（第一・二章）。そのあと、宣統二年に盛りあがる剪辮論戰・剪辮熱（ブーム）について（第三章）、辛亥革命時の剪辮について（第四章）、檢討する。また、當時の風俗觀の中で剪辮の問題が占める意義についても、考察を進めてみたい（第五章）。

なお、剪辮と竝んで傳統的な禮服を西洋の服に易（か）えるという「易服」も、當時あわせて問題となっていたので、必要に應じて觸れることにする。容易に豫想されるように、髪型と服裝は組み合わせのものとして議論されていたからである。以下では、清末の定期刊行物を頻用するが、*The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette* は、*NCH* と略記する。

一　剪辮論の登場

辮髪は元來、女眞の風俗であり、十二世紀の金の時代から存在が確認される。十七世紀半ば、清朝が入關し各地に軍を進めるや、新たに支配下に入れた住民に辮髪を強制したため、これに反發した人々の武力闘爭すら招いたことは、よく知られている。しかし、清朝の統治が安定するに従い、辮髪も當然のことのように受け入れられるに至ったとみられる。(6)

江戸時代の日本人も、清朝の習俗として辮髪に言及している。男子の成人儀禮についての『清俗紀聞』の説明には「剃髪人、湯にて頭をしめし、頭の眞中に髪を丸く殘し、その餘はのこらず剃りおとして眞中の髪を木梳をもって梳し、竹篦にて垢をとり、よく揃え三つに辮分け打ち立て、これを辮子という」(7)とある。また一八六〇年、日米通商航海條約批准書交換のためアメリカ合衆國に派遣された使節團の一員も、歸路たちよったジャワ島バタヴィアの華僑について「首ハ中央ニ髪髪周圍二寸許殘シ、他皆剃シ、其長サ腰ヲ過グ。若シ短髪ナルモノハ糸ヲ以テ接續ス。組紐ノ如シ。常ニ背後ニ垂レシメ、事アルトキハ首ニ廻シ纏フ。是即辮髪ナリ」(8)と説明している。

太平天国軍が、髪を剃らずに蓄えて清朝と對決したことも周知の通りである。楊秀清と蕭朝貴が發した檄文に「そもそも中國には中國の姿かたちがある。しかるに今滿洲はすべての中國人に髪を剃って、一本の長いしっぽを後ろに垂れ下げるよう強制している。これは中國人を禽獣に變えるものだ」(『頒行詔書』)(9)とあるように、辮髪に對する嫌惡の姿勢は明確だった。忘れてはならないのは、辮髪を拒否するために、髪を長くしたのであって、短くしたのではない點である。それゆえ、太平軍の「長毛」を清末剪辮論の先蹤とする主張は成り立たない。

清末において海外に出た者の中には、辮髪を剪る者もいた。まず、留學生であるが、同治十一年(一八七二年)以降、清朝がアメリカへ派遣した留學生は辮髪をつけたまま生活していた。ただし中にはキリスト教に入信し辮髪を剪ったため禁令に觸れ、敢えて歸國しなかった例がある。(10)後の留日學生の剪辮については枚擧にいとまない。また、在外商人にも剪

辮易服を行なうものがいた。横濱で出版業を營んでいた馮鏡如は香港育ちであったが、日清戰爭の後、剪辮易服して英國領事に營業の保護を求めた。息子である馮自由によれば、在日華僑で最初に辮髪を剪った事例だという。(11)

とはいえ、以上の動きは、外國での生活・商賣の必要にかられて個人的に辮髪を剪ったということにすぎない。以下で注目したいのは、辮髪は好ましくないから、全社會的になくしてゆくべきだという議論の存在である。

譚嗣同は、光緒二十三年ころの著書『仁學』の中で、中國にとって自強のための方策が不可缺だとする文脈で以下のように述べている。

ところで中國には、緊急に改めなければならないことがある。それは髪を剃り辮髪を垂らしていることだ。これが北方野蠻の風俗に由來することはさておくとしても、生活上、大いに不便である。ここでは、古今內外の髪の處理法を示し、各自に選擇していただこう。頭髪の處理法に四つある。①全髪。中國の古制である。髪は天の授かりもので、必ず用途がある。すなわち腦神經の保護である。これの長所は、全面的であって一面的でないこと、缺點は重すぎて不自由なことだ。②全剃。僧侶の制である。長所は、清潔で煩わしくない、缺點は腦が保護できない。③半剪り。西洋の制である。腦が保護できるうえに煩わしさが少なく、利便がそろっている。④半剃り。蒙古・韃靼の制である。大腦にあたるところを剃って、前方の保護がない。そのうえ辮髪が長く垂れてうしろに重さがかかることになる。弊害がそろっている。どれが得でどれが損か、どれを捨てどれを取るか、わかる人ならわきまえのつくことで、解說に言葉を費やすに及ばない。(12)

譚嗣同の議論は明快に辮髪の不合理さと西洋風の髪型の便利さを說いている。しかしこれだけでは、髪の處理がなぜ中國の自強にとって不可缺なのか、充分明確とは思われない。

一方、康有爲は光緒二十四年（一八九八年）變法の一環として「斷髪易服」を奏請する文章を著している。(13) その理由として彼が指摘するのは、以下の諸點である。①機械の使用に辮髪は不便だから。「もし辮髪を垂らしてうろうろしている

と、誤って機械に巻きついて死ぬこともあるでしょう」。②軍務に不便だから。③衛生・美觀によくないから。④外國で「豚のしっぽ」などと輕侮の對象となるから。

康有爲は、自己の議論を正當化するために、古代の吳泰伯や趙武靈王の故事を持ち出すに加え、「ロシアのピョートル（彼得）帝が視察から歸り、日本の明治帝が維新を始めるのに、いずれもまず斷髮易服の制を行ないました」との先例を擧げ、光緒帝みずから率先して斷髮易服を行ない、天下に命じて同時に斷髮させることを皇帝に進言しようとしたのである。彼の主張には、「ヨーロッパ・アメリカでも百數十年前には、みな辮髮であったのに、數十年前から機械が進歩し軍事が發達するにともない、ことごとく剪ったのです」とある。剪辮は富強の前提になるという認識を示し、特に「尙武の風」を理想とするのである。一方で、「今や萬國が交流し何につけ同樣をよしとする趨勢であります。しかるに、我が國だけが獨特の衣服であるならば、氣持が通じあわず國交も固くなりません」というように、世界の大勢に習い、「尙同の俗」におもむくことも目標であった。

康有爲のこの提案は採用されなかった。[14] しかも、このような康有爲の論そのものが廣く知られたかどうかも疑問である。にもかかわらず、後論からわかるように、彼の上奏文は清末剪辮論のほとんどの論點を先取りするものであったと言える。

さて日本への留學生の中には、省ごとの同鄕的結束に基づいて雜誌を刊行する者があったが、そのひとつとして『湖北學生界』がある。その第三期（一九〇三年刊）には「剪辮易服說」と題された投書が揭載されている（署名なし）[15]。その趣旨は、制度を變えるべきでないとする保守論、および富強に髮や服の問題は關係ないとする剪辮易服無用論をともに批判し、剪辮易服の必要性を八項目にわたって指摘するというものである。

①變法のきっかけとする。變法の上諭〔光緒二十六年の新政の諭〕が下ったにもかかわらず、官僚は朝廷の眞意を疑い改革は遲れているから、剪辮易服の令によって朝廷の決然たる態度を明らかにすべきだ。②服制を簡素にして官僚

の無駄な出費を減らせば、汚職もなくせる。③強兵に役立つ。兵士は邪魔な辮髪を剪ることで、動きが敏捷になる。④強種〔強い種族にすること〕に役立つ。西洋人は體育を重視するので心身ともに強壯となるが、中國は衣冠が煩わしくて體操に不便で尚武の精神が育たない。⑤工業を發展させられる。髪型・服装を機械操作に便利なようにすべきだ。⑥外交によろしい。西洋人と同じ服装になることで、西洋人に對する偏見がなくなり、交渉もうまくゆく。⑦教案がなくなる。反キリスト教感情は、排外感情に由來する。誰もが洋服を着れば、教徒と非教徒の融和が進む。

最後に筆者は、「天下の大勢が赴くところ、どんなに強い力があっても引き戻すことはできない。今剪髪易服をしなくても、いつかは必ずそうする日が來る。これがいわゆる變じても變じ變ぜざるも變ず、ということだ。〔どうせ變わるなら〕外から變えられみすみす異族の侵略を受けるよりは、自ら變わり自強の氣概を示すほうがましだ」と結論づける。辮髪を剪り洋服を着る方向への變化は、意志を働かさない場合すら必然的に起こることだというのである。

以上見た康有爲の提議や『湖北學生界』への投書の骨子は、剪辮易服を行なうならば、人心を一新し、富國強兵の實をあげ、外交問題の解決をもたらすことができる、ということである。剪辮易服は、經濟的・軍事的發展に有利だというだけでなく、すでに國際關係において霸權を握っている諸國の風俗でもあるという理由から、導入すべく主張される。そして、この改變は朝廷の命令によって行なわれるべきだとすることに注意したい。

さて他方で、辮髪を剪ることに清朝打倒の意味を込めたのは章炳麟である。光緒二十六年（一九〇〇年）唐才常が上海で「國會」と稱する著名人の大會を開いたが、章炳麟は唐が「勤王」のスローガンを唱えることに不滿で、辮髪を剪って決別の意を表したという（『太炎先生自定年譜』）(16)。

章が自己の思想の變化を反映させて改訂した著作『訄書』は、彼が蘇報事件により獄中にある光緒三十年（一九〇四年）東京で刊行された。その新『訄書』の跋文の位置には「解辮髪」という文章が加えられ、章炳麟自身の剪辮の理由が説明されている。これによれば、「私は三十歳を越えたのに、なお夷狄の服を着ている。全く變化もなく、〔辮髪を〕剪って

しまえずにいる。これは私の罪だ」とし「昔、祁班孫・釋隱玄は、いずれも明の遺老として斷髪して死んだ。『春秋穀梁傳』に「吳は斷髪す」とあり、『漢書』嚴助傳に「越は剪髪す」とある。私は昔の吳・越の閑人であり、辮髪を剪ってもちょうど昔のやりかたに從うようなものだ」と述べている。洋服についても「明代の禮服に似ており、東の日本もこれに習っている」という。(17)

明らかに章炳麟は辮髪を強制した清初の歷史を意識して、排滿の意思を示すため剪辮を行なっている。しかし、それは明代のように（あるいは古代からの傳統ある）總髪にするというのではない。結局のところ、やはり西洋・日本と同樣にするしかなく、古代の吳・越の記述を持ち出して（章炳麟は浙江省餘杭の人）それを強引に正當化しているとみられる。逆にいえば章炳麟にとっては、總髪でなく斷髪にするのは自明ではなく說明が必要であったことになる（例えば、半世紀前に清朝と對決した太平軍は斷髪ではなく「長毛」だった）。この光緒二十六年の段階では據るべき斷髪の先例は乏しかったのであり、章炳麟の實踐こそが政治的立場表明としての剪辮の先例を作り出したと見ることもできる。

ここで檢討しておきたいのが孫文の剪辮についてである。馮自由が十四歲時のことを回想した文章によれば、光緒二十一年（一八九五年）のある日、長く髪を剃っていない客二人が父馮鏡如を訪ねてきた。孫文と陳少白であった。彼らは、數日後辮髪を剪り洋服を着たという。(18) 劉香織は、このことを紹介した後、孫文の斷髪は「反滿革命という確固たる信念に基づく行動と解することができる」(19)と說明している。しかし、孫文が革命運動の指導者であったという以外の根據は示されておらず、疑問の餘地がある。

孫文は、日本に來る前すでに、ハワイで興中會を創立し、廣東で清朝轉覆をはかる軍事行動を起こしており、剪髪の直前の頃に反體制的見解を持つに至ったのではない。この前後の狀況は、宮崎滔天の要約によれば「陰謀たちまち露顯して、官兵の逆擊にあい、わずかに脫して澳門にのがれ、さらに香港に密航して日本に渡り、はじめて胡服を脫し辮髪を斷ち、身を洋裝に變じてハワイに航し、また進んで米國より英京に入りしが、一朝支那官吏のためにたぶらかされて、その

公使館に幽囚せられ」[20]るといった、お尋ね者の生活であった。してみると、日本に來る前に辮髪を剪らなかったのは、あるいは怪しまれず逃亡に好都合にするためかも知れない。そして、横濱で剪辮易服を行なったのは、これからアメリカ・ヨーロッパに向かうにあたっての準備であろう。孫文と同行してきた鄭弼臣は折り返し歸國するため服を變えなかったことも、[21]これを裏づける。

もちろん、孫文の剪辮にも清朝に反對する意味があったことを全面否定するつもりはない。しかし、國外亡命にあたり、また横濱で馮鏡如の先例を見て、剪辮易服を行なったという解釋でも充分なように思われる。これに對して章炳麟の剪辮は、排滿の立場が明確に示されている最初期の例として甚だ注目に値するのである。

次に檢討したいのが「論髪辮原由」という論文であるが、二つのテキストを見ることができる。第一に、光緒二十九年（一九〇三年）頃横濱で出版された『清議報全編』巻二十六にサンフランシスコの『文興日報』からの轉載として收錄されている。[22]第二は、光緒二十九年（一九〇三年）に上海で發行された革命宣傳論集『黄帝魂』所收のテキストである（典據は記されていない）。[23]この兩者の字句の異同はおびただしいが、[24]議論の展開の相違はないので、以下では共通した論旨を見ることにする。

「論髪辮原由」は、オランダ領東インドにおいては、辮髪を剪る者が多く、故郷に未練がある者も笠の下に卷いた辮髪を隱している、と述べている。それは、海外では辮髪のために輕侮されるためであるという。

更に、清朝が辮髪を強制した歷史を回顧したうえで、「滿清の支配から脫するには、滿洲の外見をやめるのが先決だ。この無駄で汚らしく煩わしい物を除去してこそ、政治も根底から改めることができる」と主張する。辮髪によって「中國退化の局」がもたらされたのだ。衣服も洋服に改め、次第に「大同」（世界が齊一になること）に進み、精力的な「西裝の精神」を身につけるべきだという。目指すは「滿清のくびきを脫し、世界の文明に比肩する」ことである。

この論說の特徴は、剪辮易服の實利的な有用性というより、髪型服裝の象徴的な意味を重視している點である。しか

も、章炳麟とは異なり、剪辮易服を進歩發展の文脈に位置づけ、ひいては清朝打倒すら「文明」の前提と見るのである。辮髪は滿洲による支配の標識でもあり、遅れた中國の表徴でもある。辮髪問題に關して、反清の主張を進歩觀念で根據づけようとしているところに、この論文の特徴があると言えよう。(25)

最後に、『萬國公報』所載の論文に觸れておく。『萬國公報』とは、アメリカ人宣教師林樂知（Young J. Allen）らが上海で廣學會を組織して出していた月刊誌である。林學知著・范禕述「改裝爲變法之要務」（一八一册、光緒三十年正月）・同「中國薙髪問題」（二〇一册、光緒三十一年九月）も剪辮を主張する。ロシアのピョートル帝や日本の明治天皇の政治改革の例を引きつつ、そのような改革の一環として剪辮を行なうべきだとの論旨であり、辮髪の好ましくない點としては外國人の嘲笑を受けるという指摘に重心があると言ってよい。議論の姿勢は、外國人からみて、今後あるべき中國のあり方を提示するという印象を與えるものである。

さて、ここまでいくつかの論說を檢討してきた。本格的な剪辮の主張を最初に行なった人物は、おそらく譚嗣同であり、反清の立場を明示する意味を込めて剪辮の實踐に踏み切った最初の事例は光緒二十六年（一九〇〇年）の章炳麟の行動であろうと考えられる。更に注意すべき點は、清朝の主導による剪辮を說く『湖北學生會』所載論文とあからさまな反清の主張を込める『黃帝魂』所載論文は、ほぼ同時期（光緒二十九年）に公刊されていることである。この時點における剪辮論は、廣範な政治改革の一環として取り上げられてもいたのであり、決して自動的に革命論に歸結するわけではなかったと考えねばならない。

二　剪辮論の展開

以上でみたのは、比較的特殊な場での議論であったと言える。特に、打倒清朝を目指して辮髪を剪るということが特別な決意を必要としたのは當然であろう。しかしながら剪辮論は決して少數の人々の特異な主張にとどまったわけではな

い。むしろ、次の例から知られるように、ごく普通の新聞すら剪辮を鼓吹しようとしており、その主張はますます廣まっていったのである。

光緒三十二年（一九〇六年）天津の日刊新聞『大公報』が募集した懸賞論文の題名は「剪髮易服議」であった。その募集廣告によれば、「中國の辮髮は百害あって一利なし」で、よい論説が集まれば、無用の長物を除き去り尚武の精神を振るい立たせることができるという。賞金は一等十元、二等五元、三等二元である（『大公報』六月十六日「徵文廣告」）[26]。

この結果、同題目の論文六本が『大公報』に連載されることになった。一等は山東省登州府福山縣の人で八旗學堂師範班に屬する于天澤（a論文とする、七月一日～四日掲載）と（身分所屬不明の）沈鄂（b、五日～七日）、二等は日本から寄稿した湘鄉季子（c、八日・九日）、（身分所屬不明の）育黎王采五（d、十一日・十二日）、京師高等師範の張兆蔭（e、十三日・十四日）、同じく京師高等師範の張濬源（f、十五日・十八日）である。

彼らの主張は多岐にわたるが、基本的な趣旨では相互に重なる點も多い。そこで、この六本の文章の論點を整理することで、剪辮を正當化する論理をたどることにしたい。

・辮髮長服の害。

まず動作の不自由さが擧げられる。「學生の體操、軍人の訓練、商工業者の勞働、旅行のいずれにとっても長い服・長い髮は不便である」（b）。また實業にとって不可缺の機械の操作の妨げともなりかねない（a）。若者の英氣もこの髮と服のために無用の束縛を受けている（d）。

衞生への關心も顯著である。「衞生は體育の出發點であり、自強の最優先事項である。我が國では衞生の學は久しく講じられていないが、最近、生理學者の研究によれば、毛髮はもともと血垢の表れたものであり、剪ってきれいにしなければ體の働きに惡影響がある」（a）。また、不潔になりやすく、夏の汗も甚だしい（c）。學堂の講堂や軍營など集合の場の空氣をよごす（b）。

また外國人の嘲笑をうけることも深刻な問題と言える。「ただ我ら中國だけが犬・牛・鹿・馬のありさまに倣い、しっぽを肩・背中から垂らして、みっともない。人類の一般に從わず、畜生の仲間に甘んじている。こうして人から嘲られ後ろ指をさされるのだ」(c)。「豚のしっぽ・女子の服」と罵られる(b)。外國と同じ髪型・服裝にすれば、差別されることはなくなる(f)。

また髪や服を整えるため無駄な時間や金錢を必要としている(b・c・e)。

・剪辮易服の益。

まず注目すべきことは、「文弱に失するより雄武を尚ぶべきだ」(c)という發想である。「尚武」[27]が鍵となる語である(a・b・d・e・f)。「國民は國家という有機體を構成する。人民の文弱は、すなわち國家の文弱であり、人民の強武は、すなわち國家の強武である」(f)。剪辮易服を行なえば、動きやすくなり尚武の基礎になる。それだけではなく、勇猛な精神を鍛えることにもなるのである。もし從來のまま風雅の外見を誇るなら柔弱・萎縮に陷ってしまう(b)。「およそ人の體というものは、外見がきちんとしていれば、內面もしっかりするものだ。峨冠博帶(士大夫の樣子)ならば、その氣はたおやかにその心は文弱になる。短服雄冠(軍服など洋裝と帽子)ならばその志を正しその體をまっすぐにすることになる。この弱肉強食の時代にあって、このように改めれば國民は卽みな軍人の資格を持つのだ」(e)。「この天演の世界にあっては、弱肉強食、少しの猶豫もない。我が中國が存續を願わないなら、それまでだ。しかし、もし存續を願うなら、舊習を打ち破り尚武を講求しなくては前に進むことはできない」(a)。

人心の一新という意味もある。「いま決然とこれを行なえば、全國の精神は必ず奮い立つ」(a)。もし期限を決めて剪辮易服することを皇帝が命じるならば「すべての人民は舊習を洗い流し、喜びは並大抵でなかろう。雷鳴によって夢から覺めて起きるようなものだ。まさに萬事振興の起點となろう」(c)。

外國人との交際にも好ましい。斷髪短裝はすでに全世界が共通に認めるいでたちである(d)。服裝が同じになれば友好

の情も増す（e）。

・剪辮に反對する議論への反論。

辮髪長服は清朝にとって傳統ある國家的制度であるという論に對しては、昔は閉じられた世界（閉關之世界）であったが今は交流が廣まり一體化している世界（大同之世界）になっているのだから、假に康熙帝が現在に生まれていたなら、みずから剪髪易服して海外視察に出たかもしれないと反論する。また「國粹」を守るべしとの論に對しては、剪辮易服よりも重大な制度改革（洋式教育の導入など）がすでになされている現在にあっては、眞に守るべき「國粹」とは外面的なものではなく愛國心であると說く（a）。

また別の論文は、「國粹」保守論に對して、近代兵器導入や科擧廢止をしているのに、剪辮易服に反對するのはおかしいと述べる（d）。最も重要な「國粹」「國體」であるはずの祖宗の版圖すら次々と失われ、利權も外國に奪われている狀況で、いたずらに髪型服裝の「國粹」に拘泥するのは、本末轉倒と批判する（a・b・d）。

さらに、剪辮易服を行なったら物事がわかっていない輩が騒動を起こすかもしれないという危惧に對しては、開明的な者は學界（教育關係者）・工商界にも既に多數おり、しかも專制の餘習で上が唱えれば下が倣うはずだからである、と駁する（a）。

・剪辮の時期と方法。

立憲政體をめざして準備しつつある現在こそ剪辮易服を行なうべき時期である（a・c）。おりしも憲法調査のために海外に派遣された五大臣[28]が歸國する（a・b・d・e・f）。

そして、剪辮易服の實現方法としては、朝廷の命令が前提とされている。しばしば「新政」の先行者としてのピョートル（彼得）大帝と明治天皇に言及される（a・d・f）。最上なのは朝廷が全國臣民に實行を命じることである。次策は軍界・學界の者にのみ強制的に行なわせ、その習慣が自然と廣まるようにすることである。もし、これらの策が不可能な

ら、剪辮易服を妨げてはならないとの命令を朝廷が下すとよい（a）。別の論文も、まず學生・兵士・工業勞働者は、義務的に剪髪易服させ、それ以外の者にも許すことを提議する（b）。まず官からはじめ學堂・軍に及び一般民に至る「一定の秩序」が求められたのである（d）。

以上、六本の「剪髪易服議」の内容を整理してみた。中には、外見を改めることに急であるより國民の精神を改めることが重要と指摘する論文もあり（e）、それぞれ議論の仕方に個性があるのは當然であろう。とはいえ、論旨に多くの共通點を見てとることも容易に思われる。要するに、剪辮易服は、身體的活動性を高め、ひいては精神的能動性を發揮する前提となり、それゆえ國家的危機を克服するために不可缺だということである。また、外國人の視點と重なる形で、辮髪が恥ずべき野蠻な（禽獸にも等しい）習俗と感覺されていることも重要である。

「尚武」のためには、男性の身體的活動性の開發が求められる。長い袖にこだわるのは「舞が上手な婦人として自らを遇する」（a）ようなものである。そもそも從來の男性の服は「女子服」として外國人から嘲られていた（b）。女性らしさが否定的なものと見なされる。それだけではない。「もし剪髪易服すれば男女の區別も明らかとなる」（f）というのである。つまり、男性のみ髪を剪り洋裝をするならば、女性との髪型服裝の面での性差を強調することになる。剪辮易服のための議論は、從來の文弱な士大夫像を否定し、身體的活動性ゆたかな新時代の男性像を新たに提示しようとしたのであり、それは女性との性差の再構成でもあったと言えよう。

そして、朝廷の主導によって剪辮を行なうことは、これら懸賞論文の前提とするところであったことに留意すべきである。

三　宣統二年の剪辮論議

朝廷内部での剪辮論議の先驅けとなったのは、外交經驗豐富な伍廷芳による上奏であった。この上奏は、宣統元年十月

（農暦）にアメリカ合衆國から行なわれた。しかし、この文章が一般に明らかにされるのは、翌年の夏である。(29)

上奏文において、伍はまず、以前アメリカ合衆國の公使となり、またペルー・メキシコ・キューバに使節として赴いた際の見聞を擧げる。それらの地の華僑の大半は辮髪を剪り洋服を着ており、辮髪をまだ剪っていない者も頭の上に巻き上げて帽子で隠していた。そこで伍が國家の制度に従えと勧告したところ、彼らは、現地の人々から嘲笑され、また機械操作に不便なので、やむを得ない旨を説明したという。そこで、伍廷芳の朝廷に對する提案は、辮髪は剪るべきだが、服装は變えるべきではないということである。なぜ辮髪を剪るべきかと言えば、無用なものを残して外國人に笑われるよりは、剪って改革の氣風を起こした方がよいからである。しかも、ますます辮髪を剪る者は多くなり禁止するのは難しいので、かえって皇帝が正式に全人民の剪辮を許すことが望ましいというのである。

しかし、これをうけて監國（宣統帝の後見の任にある父載灃）が軍機處の會議を開いたところ、那桐の強硬な反對にあって、伍廷芳の提案は棚上げとされた（*NCH*, Jul. 22, 1910, p.205）。朝廷が反應を示さないので、伍の友人で辮髪を剪ることを望む者は再度の上奏を促したという（『盛京時報』宣統二年六月四日「伍前使請剪髮辮之傳說」）。

朝廷内で議論が本格化したのは、海外視察より歸國した考査軍政大臣載濤が宣統二年夏以降、熱心に剪辮を進言してからである。(30) 監國は決定を留保していたが、某邸（皇室に連なる高官であろう）は會議の場において「剪辮易服の事は形式上の措置に過ぎない。留學生の意見によってそんな議論を立てるに至ったのであり、強國となるか否かは決してそんなことに關係ない。なにゆえ濤貝勒（ベイレ）は洋行したとたんに、そんな習慣に染まってしまったのか。全く不可解だ。我が輩は今後、辮髪を守るために力を盡くす」と述べたという（『盛京時報』六月十一日「樞老之力保髮辮」）。

載濤が監國に上奏したところによれば、軍人の操練に不便であることから軍事關係者は一律に剪辮させるべきだという（『順天時報』七月七日「軍界髮辮之將薙」）。さらには、朝廷が本格的に改革に取り組むという意思を示すために剪髪令を下すべきであると主張している（『盛京時報』七月八日「剪髮之先聲」）。また「辮髪をなくさなければ〔列強と〕強盛を競うこと

はできない」として、各王公が率先して辮髪を剪り、以下政府部内、民間までが倣うようにすることを提唱している(『盛京時報』七月二十九日「濤邸提議變服剪髪之確聞」)。しかし、監國は載濤の進言を却下した上、輕擧妄動で根本がわかっていないと彼を譴責したのである(『盛京時報』七月十三日「請剪辮髪阻力之由來」、*NCH*, Aug. 26, p. 490)。その後、毓朗が召見のおりに辮髪の害を力説したので、監國も動かされたという。ただし服制を制定した上で皇族から實行してゆくという議論になった(『盛京時報』七月二十七日「國粹將失之先聲」)。

陸軍部尚書蔭昌も監國に召見した際、軍人はすべて軍服を着、辮髪を剪るべきであると主張した。彼によれば、これは形式的な變更ではあるが精神上の效果があり、心機を一轉し、また朝廷が軍人を重視することを知らしめることができるのである(『盛京時報』八月五日「蔭尚書奏請剪髪易服述聞」)。また、駐イタリア公使吳宗濂も電報によって剪髪を請願した。このような情勢の中で、來年から軍人と在外公館勤務の外交關係者は剪髪することになるという風聞が流れるに至った(『盛京時報』八月八日「吳公使電請剪髪之述聞」、八月五日「剪辮有明年實行之消息」)。載濤も再度、剪髪を奏請した。しかし、實のところ容易に認可されなかった(『盛京時報』八月十七日「濤貝勒又請剪髪之述聞」、二十一日「剪髪事尚難實行」)。剪辮易服による營業不振をおそれた杭州の帽子業者や反物商の動搖は、商務總會による電報で北京に傳えられた(*NCH*, Sept. 16, p. 672; Sept. 23, p. 738)。

外交官については、結局その剪髪が認められるに至ったという風聞が又も流れた(『盛京時報』十月十六日「准外交官剪髪」、*NCH*, Nov. 4, p. 305)。これは外務部が剪辮易服を求める上奏を行なうなど改革に積極的であったことと關係しよう(*NCH*, Nov. 25, p. 484)。

軍人にとっては、操練の便や愛國の念といった剪辮の動機は十分だった。軍學校の生徒の剪辮は以前から進んでいた(31)。宣統二年に至って剪辮に向けた更なる議論が續けられた。しかし、剪髪の利點を認めながらも「ただ各省新軍の知識はまだ完全に開けているとは言えないから」、剪髪を拒否する兵士がいるかもしれず、問題となるだろう、とする意見もあっ

た（『盛京時報』八月十一日「剪除髮辮之一大阻力」）。

毓朗は、翌年からの陸軍の剪髪にあたって皇帝の宿衛である禁衛軍が範を示すべきだと考え、禁衛軍の某統帯に諮り、まず歩隊一營から兵士に剪髪を勧め、希望により剪らせることになった。その統帯は、日本に留學したことがあり、早くから辮髪を剪っていた。彼は、毓朗の指示を受けると兵士を集めて、辮髪の由來、剪髪の必要性を演説した。兵士のうち五人は感動して剪髪を願い出たので統帯はこれを許した。ところが、他の兵士たちは剪髪奨勵に不滿で、その五人に難癖をつけたので、統帯が叱責したところ、營の全部數百人が逃亡してしまった（『盛京時報』八月十九日「禁衛軍逃避剪髪述聞」）。

このような事件はあったものの、軍人の剪髪は急速に進んだようである。南洋海籌兵艦では、統領の命令により、全員が辮髪を剪った（『民立報』九月二十六日「不要辮孜的當兵」）。海軍大臣薩鎭冰が剪髪した後、海軍處では半分以上の者が剪髪した（『盛京時報』十月二十三日「海軍處剪髪之踴躍」）。禁衛軍もほとんどの者が剪った（『盛京時報』十月三十日「辮髪之末運」）。學界の者（教育關係者・學生）の剪髪はひとまず必要ないという議論（『盛京時報』八月十日「學界髪辮可保無恙」）の存在にもかかわらず、剪髪熱（ブーム）はむしろ學堂で盛んであった(32)。天津では、北洋法政學堂の學生百餘人が剪髪した他、軍醫學堂で四十餘人、北洋師範學堂で六十餘人が、高等工業學堂で十餘人が剪り、長蘆中學堂・新學書院の學生の多くもこれに續いた（『順天時報』九月十一日「剪髪者之多」）。營口の商業學堂では、はっきりした剪髪令が出てから剪るべきだという汪一庵監督の指導も空しく、學生の剪髪熱は押しとどめがたかった。四百餘人中百三十九人までが剪髪したという。營口商業學堂の剪髪者はまもなく二百三十餘人に達した（『盛京時報』十月十一日「學生之剪髪熱」、十月十七日「學生剪髪益多」、十一月二日「辮髪之死刑宣告」）。鐵嶺でも學生百人餘りが剪った（『盛京時報』十月二十二日「學生之剪髪」）。北京では京師法政學堂・財政學堂・閩學堂・湘學堂の學生の大半が剪ったが、各學堂の學生は連合大會を開いて年內に全員が剪髪することを決議しようと計畫した（『盛京時報』十月三十日「辮髪之末運」）。奉天では、森林・農業・中學の各學堂の學生が、辮髪は損あって益ない

ものの結局のところ進化の過程で淘汰されるものであるとして、わざわざ同志を呼び集めて剪った（『盛京時報』十一月二日「辮髪之死刑宣告」）。

そもそも、學堂での剪髪は以前から問題視されていた。光緒三十三年、湖廣總督張之洞は、學堂でヨーロッパ風の服装を採用するほか、よからぬ書物を所藏したり、剪髪したりする傾向があることを批判していたのである(33)。宣統二年二月に學部尚書となった唐景崇は、當初、辮髪を剪ることを大目に見ていたが、學堂における剪髪熱の「一人が唱えれば百人がこれにならい、ふるまいは欲しいまま」（「一倡百和、行動自由」）という勢いを憂慮して、十一月五日、學生の剪辮易服を嚴禁した（『盛京時報』十一月十日「學部嚴禁自由薙辮」、十一月十二日「學部禁阻剪髪之原文」）。

軍界・學界以外にも、剪髪熱は傳わっていた。天津では宋桂舫・宋則久らが「剪髪不易服會」を發起し、報界（ジャーナリズム）の者も剪髪を實行した。その後、學堂關係者もこれにならった。更に、巡警局からも中五區分署の巡官馬驥雲、巡長溫有慶・魏國祥、巡警馬化麟・劉玉山・李蓮舫らが「辮髪に死刑を宣告した」。一方、唐山では、鐵路・鑛山の勞働者で剪髪する者は百人以上に達した（『盛京時報』十一月二日「辮髪之死刑宣告」）(34)。

折しも、立憲制度準備の一環として北京に議事機關「資政院」が設置され、九月一日に正式に開會していた(35)。議員羅傑は剪辮易服を命じる上諭を求める議案を提出し、その他、周震麟・李樹良も提議したため、十一月一日の第二十一次會議において議長は十八人の特別委員（「特任股員」）を指名し審議させることにした（『資政院第一次常年會議事錄』二三、二三號）(36)。翌二日、周震麟・羅傑は自ら剪辮を實行した（『時報』十一月十一日「京師剪辮之風雲」）。

これをうけて政府部内でも對應のための會議が開かれた。ここでも改革の必要性は認められたが「現在のところ風氣はまだ開けていないので、もし突然剪髪令がはっきりした上諭の形で出れば、きっと流言や當惑による混亂を招き、治安に問題があろう」との判斷から、軍界の者は剪髪するとしても、平民は自由にまかせ無理に剪らせないこととされた。しかし、政務處における醇昌の主張は、強制的手段を用いなければ纏足問題と同樣で效果があがらない、という強硬なもので

あった（『盛京時報』十一月八日「福府對於剪髮之辦法」）。

北京の學生たちも敏感に反應した。各專門高等學堂（殖邊・財政・稅務・實業・法政・巡警・交通）の學生は、一致團結して剪辮した。大學堂には「ほしいままに辮髮を剪るならばマイナスの評定材料とする（「須記大過一次」）」という掲示が出ていたが、剪る者は絕えなかった（『民立報』十一月十日「一大過換一辮子」）。北京の學生のうち四百五十餘人が剪ったという（『時報』十一月八日「專電」）。

十一月九日、資政院が特別に任命した委員會が剪髮易服問題について討論した。劭義が「いずれ陸海兩軍は剪髮することになるのだから、大元帥たる皇帝陛下がまず薙髮して手本を示すのがよかろう」と述べると、牟琳は「いまや軍學工商の各界は、とどめ難い勢いで辮髮を剪っているのだから、すべての臣民に薙髮すべしという諭旨を下すべきだ」と主張し、この意見に賛成が集まった。さらに服制については、剪髮ののち長服が不適當ということになれば、制定し直すことで合意が得られた（『盛京時報』十一月十三日「辮髮之命運盡矣」）。

十四日、いよいよ資政院においてこの問題が討議・表決される運びになった。特別委員會の長（「特任股員長」）壯親王の委託により牟琳が委員會で出された案を報告した。賛否兩論の討論が續いたが、例えば易宗夔は辮髮が種々の不便をもたらす上、各國から「豚の尻尾」とそしられることを理由に擧げ、剪髮を主張した。議論が白熱する中で、江西の民選議員である閔荷生が腕まくりして剪髮反對を叫んだことを發端として、議場內は一時騷然となった。報告書について、記名投票による表決が行なわれたが、白票（賛成）百三、藍票（反對）二十八、無效票六で可決された。割れるような拍手で場內は滿たされた（『盛京時報』十一月十九日「資政院記事」）。

ところが、二十日、農工商部が京師商務總會の請願を取り次いで上奏したために、資政院の動きに反對する朝廷の意思が示されたのである。京師商務總會は、資政院の議決した剪髮易服により服飾業界が被害を受けることから保護を求めたのであるが、上諭は、國家の制服は容易に變わるものではなく、いい加減な話に惑わされるな、と述べていた（『政治官報』

十一月二十一日、二十三日)。

それでも資政院は、二十七日、上奏文の議決案を通過させた(『資政院第一次常年會議事錄』三一)。しかし結局、二十九日、剪辮易服を許さない、との上諭がおりたのである(『政治官報』十一月三十日)。こうして、資政院での議論の積み重ねは水泡に歸したことになる。

以上の經過から明らかなように、宣統二年にあっては辮髪を剪ることは必ずしも清朝に反對することを意味しなかった。むしろ宮中において剪辮が盛んに議論され、皇帝の親衞隊とも言える禁衞軍すら辮髪を剪っていたのである。しかし、高官の中には從來の髪型の制度を固持しようとする者もおり、おそらくそのような改革反對論が剪辮易服を禁じる上諭をもたらしたのであろう。一方、學生や民間人の剪辮の動きはすでに押しとどめがたい勢いをもっていた。とはいえ、資政院で剪辮が議決され、朝廷もこれを認めそうだという狀況においてのことであり、剪辮に打倒清朝の意義を込めたとは考えにくい。

また、宣統二年の剪辮運動の中心は、以上の事例からみる限り北京・天津などの北方都市にあったという印象を受ける(『時報』『申報』のような上海の新聞には關係記事が比較的少ない)。この點は、革命後の狀況と對照的である(後述)。

四　辛亥革命時期における剪辮の實踐

清朝の不許可にもかかわらず、辮髪を剪る人々は後を絶たなかった。上海の張園では剪辮のための大會が開催された。浙江省嘉興でも府の學堂の教師の多くと七十人ほどの學生が剪った。剪辮の結社の組織化も試みられた。また、嘉興では風刺畫も盛んで、ばか長い尾をもつ豚の繪で辮髪を揶揄する者や「鬼」に兩眼と短髪をつけた繪によって辮髪を剪ると「洋鬼」になってしまうことを訴える者もいた(*NCH*, Feb.10, 1911, p.308; Mar.3, p.489)。

『大公報』は天津において剪辮を實行した者の名をいちいち報道し續けた。天津の普通體育社の社員二百餘人のうち、

社長楊以德が辮髪を殘している以外、既に三分の二の者が剪りおとし、殘りも長さを半分にした。操練の際に敏捷になり「大いに尚武の精神がある」(『大公報』宣統三年三月二日「社員剪髪」)という。またベルギー經營の電車が事故を頻發させることに對する天津人の抵抗運動[37]においては「仔細に觀察すればおよそ辮髪を剪った志士の多數が電車に乘らなくなっており、辮髪を剪っていないにせよ以前から開明的であることを自認する者(「素號開通者」)もまた電車に乘らないことで對應している」(『順天時報』宣統三年七月七日「電車公司注意」)という狀況があった。

しかし、剪辮を決定的に加速させたのは宣統三年秋の革命勃發であった。例えば、上海を統治する革命政權は成立後まもなく以下の告示を出した。「武漢の蜂起以來、各省もこれに呼應した。すべて我ら同胞は一律に剪辮せよ。野蠻人の尾を取り除き、漢民族を再興しよう」(「自漢起義、各省響應。凡我同胞、一律剪辮。除去胡尾、重振漢室」)(『時報』九月二十二日「上海軍政府示」)[38]。黄帝紀元四千六百九年十一月十日づけで都督陳其美による更に詳しい告示が出されたが、これによって革命政權にとっての剪辮の論理が知られる。

そもそも髪を結って辮髪とするのは、野蠻人の特殊風俗で、元來は地球五大洲にも見られぬ奇怪なありさまで、數千年の歷史にも先例がない。しかし、滿洲の清朝が山海關から入って以來、強壓的な猛威を振るい、野蠻な風俗に同化させようとした。試しに髪史をひもといてみるなら、なべて我が同胞の祖先で辮髪に抵抗したため虐殺された者は數えきれない。もとより我が同胞が二百六十餘年の清朝統治の下、心を痛め恥を忍び復讐しようと願いつつ機會を得なかったことである。今、幸いにも天は中國を祝福し漢土は再び回復された。およそ血氣ある者が祖先の苦しみを追憶し、先を爭ってこの數寸の野蠻人の尾を剪り我らに好ましい髪型を取り戻そうとするのは、當然のことである。しかし、一般下流社會の無知識の輩は、まだ舊習にこだわり成り行きを眺めている。しばしば各團體または個人が都督府に來て辮髪の禁止令を請願するものの、本官は強制的な命令によって個人身體の自由に干渉しようとは全く思わない。とはいえ、この因循がひどくなれば、政體に甚だ合致せず、かつ萬人が一丸となって共和を渴望する眞情を表せ

ない（『民立報』十一月十日「都督示令剪髪」）。

それゆえ、民間において剪辮の勧誘を徹底して行なうよう指示を出すことになる。この告示においては、排満を大義としてきた革命政権である以上、統治下の人民には辮髪を剪ってもらわねば困るため、二百六十年以上も前の祖先の苦しみを追想するのを當然とみなすという議論が展開されるのである。

閘北地方自治公所は「義務剪辮團」を設立し、團員を派遣して道路で人々に剪辮を勧めた。ただ「無知の愚民」が誤解して騒動を起こすことを慮り、巡警・軍士とともに勧誘を行なうことにした。また、各軍の兵士が道行く人の辮髪を無理に剪り落とすということが物議をかもし、これを禁じる告示も出された（『申報』民國元年正月一日「剪辮問題彙紀」）。一方で、辮髪を剪らず帽子の中に隠している兵士が騒動の原因となることがあったため、軍人は人民の模範であるという理由で、すべての兵士に即日の剪辮が命じられた（『申報』正月四日「重申軍人剪辮之命令」）。

民間人に剪髪を強制しないという方針は、臨時大總統孫文の命令によって變更された。孫文は、清朝が辮髪を強制し心ある人士がこれに抵抗した歴史に觸れ、現今では世界中から笑われ衛生にも好ましくないとして、全人民に、命令をうけてから二十日以内に辮髪を剪るよう、周知徹底させようとしたのである（『臨時政府公報』二九、民國元年三月五日）。上海民政總長李平書もこれを受けて一律剪辮令を出した（『時報』四月六日「不剪辮者以違法論」）。

以上は主に上海の状況であるが、他の地域でも類似した經緯が見られた。中華民國の首都となった南京では、民國元年春までに辮髪を剪った者は八～九割に上った。巡警總廳は孫文の命令に基づき、また自分たちは「風俗」を維持する責務があるとして、まだ剪っていない者に對して二十日以内の剪辮を命じた（『臨時政府公報』三六、民國元年三月十二日）。

廣東諮議局が共和獨立を宣言すると、廣州の各階層の男性はみな床屋に押しかけ、その一日だけで二十餘萬人が辮髪を剪ったという。廣東軍政府民生部長陳景華は、巡警メンバーの一律剪辮を命じた(39)。

浙江においては、軍政府都督湯壽潜が政府職員・軍隊・警察の剪辮を徹底した。更に滿洲王朝の陋習たる辮髪を剪って

漢國を復興したことを慶祝すべく、全省人民に對して一か月以內の剪辮を命じ、罰則として公民權剝奪を提示した。そこで學生・軍人の剪辮は進んだが、他方ではこの政策を批判する者もいた。(40)

奉天では、政府の指令を待たずして辮髮を剪る者は漸增し、床屋は繁盛した。南方出身の者ははじめから五分刈りなどにしたが、土着の滿洲人には躊躇の色が見え、剪る者でも首筋のあたりまで髮をとどめていた。これは趙爾巽都督の政治的態度がいまだ明白でなく、場合によっては清朝支持にまわるかも知れず、そのとき頭髮が短すぎれば僞の辮髮を附けられないという思慮によるものである。(41) 哈爾濱では剪髮の動きは盛んであったが、遼陽一帶では張作霖が剪辮を抑壓していた(『民立報』宣統三年十一月十一日「剪髮之大會」)。

以上のような各地の展開から知られるのは、辮髮の有無は清朝と革命政權のどちらの支配下にあるかを表示していたということである。革命政權は打倒滿洲王朝の大義から一般人民の剪辮を期待し、また新政權を支持しようとする人々は自ら辮髮を剪ったのである。朝廷も資政院の要請に基づき遲ればせながら「自由翦髮」を許したが(『宣統政紀』三年十月十七日)、この諭旨の意味が大きかったとは考えにくい。

以上から、單に「剪辮は排滿の表示」ということを指摘しただけでは剪辮の政治的意義の理解としては不充分であろう。以前の章炳麟の剪辮が體制と決別する強い意志を示すものであったのに對し、雪崩をうったような剪辮は大勢に乘り遲れまいとする行動であり、自覺的な政治的態度の表明(反逆)と新體制下での自己保身(順應)という全く對蹠的な政治的實踐であったからである。

ただし、剪辮を行なわない者に對する風あたりは強くなったとはいえ、すぐに辮髮が消滅したわけではない。

このたびの民國の革命は、辮髮を剪ることが第一の目印(「標記」)になっている。辮髮をそのままにしている者がいれば、豚の尻尾とそしったり滿洲の奴僕とののしったりし、はては辮髮をつけた者の選擧權を剝奪することで強制手段としようと考える者もいる。しかし、北方では政界・報界(ジャーナリズム)・學界(教育關係者)はよいとして、

軍・商・農・工の各界でまだ剪辮しない者は今なお多數にのぼっている。これは習慣のせいであり、共和に反對するというわけではない（『大公報』民國元年十一月二十日「閒評二」）。(42)

このことからも分かるように、革命後の剪辮は南方諸省の方が北方より徹底していたと考えられる。(43) その理由は、前述の奉天の事例に示されるように、北方では革命派による政權掌握がなされなかったため、大勢順應的な剪辮の流行が起こらなかったことによるのであろう。この點、宣統二年の剪辮が北京・天津など北方において盛んであったのと對照的である。

さらに政府關係者や教育關係者が少ない鄉村では、都市部以上に辮髪は殘っていたと推測される。魯迅が「風波」（『吶喊』）で張勳復辟（一九一七年）頃の鄉村において辮髪が一般的であったことを活寫しているのはよく知られている。陝西省涇陽縣冶峪區では民國十六年（一九二七年）に始まる農民運動が、男性は辮髪を剪り女性は纏足をはずすべきことを宣傳し、觀劇に人が集まった折りを利用して辮髪を剪るようにしむけた。(44)

民國十九年（一九三〇年）、毛澤東が江西省尋鄔縣を調査した。それによって知られるこの縣の理髪の歷史をみると、民國元年から洋式のはさみ（「洋剪」）が用いられたが、みな坊主頭（スキン＝ヘッド）であった。その後、鏡や櫛など器具も備えられ洋式の髪型が普及していった。調査の時點では、縣城や市鎭では坊主頭は見られなくなったが、鄉村ではまだ坊主頭がいたという。地主の中には辮髪を殘している者がいたが、それは例外的であったようである。(45)

五　辮髪からみた風俗問題

辮髪を剪るべきか否かという議論において、しばしば引用されるのが、『孝經』開宗名義章の文言である。「身體髪膚、敢えて毀傷せず」。つまり辮髪を剪るのは親より受けた身體を傷つけることになり「孝」の倫理に反するから好ましくないという意見もあれば、辮髪にするのは髪の過半を剃っているから實は孔子の教えに背いているという反論もあった（前揭『大公報』懸賞論文のb）。また『論語』憲問篇の「管仲微かりせば、吾れ其れ被髪左衽せん」を援き、「被髪は夷俗

である」として、辮髪は被髪に近い、と指摘することがあった（同前）。暗に、辮髪も滿洲の「夷俗」だと非難するわけである。ともあれ、髪型（そして服裝）の問題は、儒教の價値觀に照らして論じるような、倫理にかかわることがらであった。

古典の記述はともあれ、衣冠風俗の問題が社會秩序全體に關係するという發想は、ごく當たり前のことであったとみられる。管見のかぎり、清末においては、個々人が髪型や服裝を自らの感性によって自由に選擇すべきだという議論はごく稀と言える。剪辮易服に對する贊成論にせよ反對論にせよ、本稿で檢討した論說のすべてが、剪辮易服の問題を、今後の政治・社會秩序のあるべき像の構想と關係させて議論していたのである。このようなことは、現代の日本ではほとんどありえないことであり、まず指摘しておくべきこの時期の特徵であろう。

一般的にいって「風俗」は志ある者の働きかけによって改良しうるものであった(46)。辮髪や服制は清朝の制度であったから、朝廷に制度の改變を迫るという形がまずとられたが、しかし風俗改良については匹夫も責があるとすれば、辮髪という陋習をなくすべく運動する民間人の登場は避けられない。先に述べたように、天津では「剪辮不易服會」が作られ、嘉興でも剪辮をめざす會を作る動きがあり、上海では張園で大規模な集會がもたれた。これは、同じ頃、鴉片（アヘン）を吸うこと、纏足を施すことを陋習とみなして攻擊する社會改良運動と軌を一にすると考えられる(47)。

ところが、この時期、開明的であることを自認する人々の動きは、彼らによって愚昧とみなされた民衆の抵抗にあう。風俗改良の基地となるはずの學堂や警察署はしばしば燒き討ちにあい、鴉片栽培の禁止は暴動を惹起した(48)。辮髪についてはどうであろうか。

政府部內の剪辮消極論の根據として「現在のところ風氣はまだ開けていないので、もし突然剪髪令がはっきりした上諭の形で出れば、きっと流言や當惑による混亂を招き、治安に大いに問題があろう」（『盛京時報』宣統二年十一月八日「樞府對於剪髪之辦法」）と指摘されている。現に山東省周村店（Chouts'un）の『ノース＝チャイナ＝ヘラルド』通信員は、宣統二

年の剪辮論議が終結した頃、郷村に（in the country）廣まっている剪辮令の噂を報告している。すなわち、「ある日以降、すべての男性は辮髪を剪らねばならないことになり、すべての女性は纏足をやめなければならないことになる。そしてある官僚がすぐ任命されるが、その任務は各縣の主な町や村を回って布告について説明し、時限どおりに規定を守らせることだ」というのである（*NCH*, Jan. 6, 1911, p. 25）。しかし、このような噂が「混亂を招き、治安に大いに問題がある」のは何故であろうか。

推測するならば、髪に「魂」が宿るという民俗信仰と關係があろう[49]。この時期、巡警によって行なわれた戸口調査は、「八字」（生年月日時刻）を知られること（それによって呪いをかけられること）から、恐怖の對象となった[50]。鐵道建設（特に鐵橋架設）は、人柱を必要とする工事と考えられ嫌惡された。新しい「中國」の建設のために要請された剪辮も、民俗信仰からの反撃を受けることが懸念されたのであろう。このように風俗改良は、民俗的世界觀を迷信とみなして破壊してゆくことを使命としていたことになる[51]。

ところで先に擧げた「論髪辮原由」（『清議報全編』『黃帝魂』）は、明代の結髪→清代の辮髪→西洋人の短髪という發展モデルを提示し「進化文明の程度」との關連を想定している。また、『時報』記事も、韓國人は剪髪を願わず臺灣人は辮髪をとどめているが、いずれも植民地とされたことを指摘した上で、「文明を模倣して」剪辮を行なうことを提唱する（宣統二年十一月九日「剪除辮髪之潮流」）。このように剪辮は、より先進的な風俗を導入するという目的を有していた。

その發想の根源は二つ想定できる。まず直接的には、當時のヨーロッパや日本における文明觀の受容と內面化である。「辮髪を曳きずり、胡服を着、ふらふらと、ロンドンの街なかを行くと、道行く人で pig, pig〔豚の尾—原註〕、savage〔野蠻—原註〕と言わぬ者がない」「ふらふらと東京の街中を行くと、道行く人でチャンチャン坊主と言わぬ者がない」（鄒容『革命軍』第二章[52]）というような侮蔑をなくすために野蠻な習俗は改良されねばならない。しかしもう一つ、歷史的に形成された華夷觀の系譜もある。辮髪は「狩獵遊牧の賊・滿洲人」が強制したものであり「わが同胞の今日のいわゆ

る朝廷、いわゆる政府、いわゆる皇帝なる者は、われらが昨日まで、いわゆる夷といい、蠻といい、戎といい、狄といい、匈奴といい、韃靼と言っていたものにほかならない」（同前）のである。辮髪を非難して「胡尾」というとき、それは禽獣に近い夷狄のものであることが含意される。髪型服装を華夷の別の表徴とする發想の系譜が動員されているのである。

ここで注意しなければならないのは、則るべき先例として日本の「文明開化」が存在したことである。渡邊浩は、日本人にとって「ある意味で西洋こそが眞の「中華」であると思われるようになり、そうなったことを背景として、「中華化」としての「文明開化」が起きたのではあるまいか」「それは、こちらを見下しつづけてきた當の中國をだしぬいての「中華化」である」と指摘し、「ザンギリ頭」と洋服が「文明開化」の象徴であったことに注意を促している。(53)「文明開化」を經た日本人は「支那人」の辮髪に對する輕蔑を強めてゆく。これに對して「中國」も安閑としていられないという反應は自然なものだろう。

更に渡邊は「日本では、諸國の格附けの意識とそのなかでの番附上昇の願望が、「進歩」觀の代役を果たしたのではあるまいか」(54)とも述べている。このような「格附けの意識」は、本稿で議論した清末社會でも珍しくない。前掲の「論髪辮原由」には、なぜ漢人が外國人から蔑視されるのかと言えば辮髪を附けているからであり、黒人やアメリカ先住民などの劣った人種（「賤種」）すら裝いを改めているという議論がみえる。「中國は文明が發生した國であり、文物衣冠は世界で賞賛された」のに、ここまで落ちぶれたのは滿洲王朝のせいであると論旨は進む。ここにおいて、オリエンタリズムの「文明―野蠻」、中華思想の「華―夷」というふたつの軸は重なってしまい、この軸上でよりよい地位を占めることがめざされるわけである。

ある西洋人は「審美的見地」（aestheticism）から中國人の辮髪や服制を擁護して、洋服を着る日本人の醜惡な姿のようになってはならないと主張する（*NCH*, Oct. 7, 1910, pp. 36-37）。しかし、そのような發想は、西洋人の中でも特殊なもので

あろうし、中國の輝かしい未來を夢みる積極的剪辮論者を説得するのは難しいのに違いない。

辮髪は野蠻で後進的な滿洲の風俗である。このようなイメージは、本來、極端な議論であったと思われる排滿論を受容しやすくする效果を持っていたと言ってよかろう。それは、清朝こそが中國の後進性をもたらした元凶であるということの換喩である。それゆえ、辮髪という風俗からの離脱は、中國の後進性を招いた清朝の滅亡と重ねあわされた。いずれも「野蠻」から「文明」へ、「夷」から「華」への移行であった。剪辮によってこそ、中國は再生できるというのである。

こうして成立した「中華民國」はしかし漢人だけの國家ではなかった。滿人も含まれ、またチベット佛教やイスラームに依據した獨自の政治文化・習俗をもった人々も含まれた。孫文の「臨時大總統宣言書」は「漢・滿・蒙・回・藏の諸地域をあわせて一國となし、すなわち漢・滿・蒙・回・藏の諸族をあわせて一人となす。これを民族の統一という」(『臨時政府公報』一、民國元年正月二十九日再版)と高らかに宣言する。(55) このような國家觀を前提としつつ、江寧巡警總廳は以下の論理で人民の剪辮を命じる。

> 現在の中華民國は、漢・滿・蒙・回・藏の五族人民をあわせて一共和大國としたものである。あらゆる法令・制度は、みな改革すべきであり、五族人民をひとしなみにして民國統一の標準とすべきである。滿人も五族の一つであるが、清朝の制度は〔全人民の〕一部分にすぎないはずの滿人がつくったものであるから、五族全部の規定とするには全く適當でない。辮髪について言えば、世界各國には絶えてこの制はなく、現在の開放の時局にあたって共通の樣式を相互に定めている。我が中華民國のみ異なるわけにいかない(『臨時政府公報』三六、民國元年三月十二日)。

この論理では、滿人にも辮髪が禁止されることになる。各族の固有・傳統の習俗を否定し、全世界に通用する(として漢人が選び取った)髪型・服裝を「民國統一の標準」とするのである。そして、それは世界的潮流にも合致するものとして正當化される。このように剪辮についての思考は、文化相對主義からは程遠いところで行なわれていたのである。現在、中華人民共和國の少數民族が傳統的な髪型・服裝を捨て、パーマをかけジーンズをはくのは、歐化なのか「漢化」なの

か、あるいはもっと普遍的な進歩の如きものなのか。これらが辨別困難な理由も、以上に述べた歴史的經緯に由來するのかも知れない。(56)

おわりに

なぜ辮髪を剪らなければならないかという理由づけは、様々な組み合わせが可能としても、いくつかの基本要素に還元されると考えられる。①辮髪は體が動かしにくいなど富國強兵にとって不適合である。②辮髪ゆえに外國人から輕蔑される。③辮髪は滿洲王朝によって強制されたものであり、漢人はこれを拒否すべきである。

これらは清末ナショナリズムの多様な論點と關係しており、議論を展開するうちに容易に重なり合ってくるのも當然であろう。しかし、今日の我々から冷たく論評するならば、個々の理由にはそれぞれ弱點があるかに思われる。①については髪型と富國強兵が實はどれほど連關性があるか疑問であり、②とは逆に辮髪を國粹として昂然と護持しようとする方向性もあろうし、③の論理ではなぜ明代の總髪でなく洋式の斷髪にするのか答えられまい。すなわち、大きな流れとしては、これらの各理由は複合してゆくことによって剪辮を正當化する說得力を持ち得たと考えられるのである。

そして、剪辮論はあるべき男性の類型として、傳統的な文人士大夫でなく、身體的能動性に富んだ男性像を提示していた。そこで強調されたのは「尚武」の理想であり、端的には中國の軍事的強國化が願望の對象であった。

以上のように、髪型の問題は中國の將來と密接に結びつけられていたので、髪型を自由にするべきだという發想の餘地は、ほとんどなかったと考えられる。依然として、髪型は政治・社會秩序の問題として把握され續けたのである。

宣統二年には宮廷においても剪辮が論議され、資政院も剪辮令を求めることを議決した。これは結局、挫折したものの、軍人・學生や民間人の剪辮の動きは止まらなかった。これは、清末の風俗改良の運動の一環としても考えられる。宣統三年の辛亥革命以前に、特に開明性を自認する都市エリートの間では、剪辮は既にある程度進んでいたのである。その

後、革命政權は、剪辮を推進する布告を出していったので、大勢に順應して辮髪を剪る人々は非常に多かった。

辮髪の問題には、西洋・日本に由來する「文明―野蠻」、傳來の「華―夷」という二つの觀念が融合してゆく過程がみえる。この過程は、「野蠻」な「夷」である滿洲人を打ちのめして世界の文明に比肩する中華民國を作りたいという願望ないし運動の存在ゆえに促進されたと考えられる。革命派が、清朝の專制的體制を覆すための宣傳に辮髪の歷史的由來を利用したとみるのは、誤ってはいない。しかし、辮髪を剪って「野蠻」から脫却したい、世界から尊重される新しい強い中國を作りたいという願望は革命派とは一應別個に存在しており、むしろ打倒清朝という政治的スローガンはこの願望と結合することで現實的力量を獲得できたとも言えよう。

註

（1）嚴昌洪『中國近代社會風俗史』（杭州：浙江人民出版社、一九九二年）二三五～二三七頁。

（2）陳振江「通商口岸與近代文明的傳播」（『近代史研究』一九九一年一期）。

（3）譯文は、竹內好譯『魯迅文集』一（筑摩書房、一九七六年）六六頁、による。ただし、この發言は韜晦とみるべきかと思われる。魯迅と辮髪については、嚴安生『日本留學精神史――近代中國知識人の軌跡』（岩波書店、一九九一年）一二八～一三三頁、參照。

（4）劉香織『斷髪――近代東アジアの文化衝突』（朝日新聞社、一九九〇年）。

（5）王爾敏「斷髪易服改正朔――變法論之象徵旨趣」（中央研究院近代史研究所『中國近代的維新運動――變法與立憲研討會』臺北：中央研究院近代史研究所、一九八一年）。

（6）桑原隲藏「支那人辮髪の歷史」（『桑原隲藏全集』一、岩波書店、一九六八年）、初出は一九一三年、また蘇乾英による漢譯が『東方雜誌』三一卷三號（一九三四年）にみえる。Frederic Wakeman, Jr. *The Great Enterprise: The Manchu Reconstruction of Imperial Order in Seventeenth-Century China* (Berkeley: University of California Press, 1985), pp. 646-652. 馮爾康・常建華『清人社會生活』（天津：天津人民出版社、一九九〇年）一七〇～一八〇頁。

（7）中川忠英（孫伯醇・村松一彌編）『清俗紀聞』二（平凡社、一九六六年）七二頁。

（8）玉虫左太夫「航米日錄」（沼田次郎・松澤弘陽校注『西洋見聞集』岩波書店、一九七四年）二〇三頁。

（9）『太平天国印書』（南京：江蘇人民出版社、一九七九年）一〇九頁。譯文は、西順藏編『原典中國近代思想史』一（岩

波書店、一九七六年）二九八頁、の小島晉治のものに基づき、若干の字句を變更した。髪型を含めた太平軍のいでたちについては、菊池秀明「反亂と色――太平軍の旗幟と衣裳」（『老百姓の世界』五、一九八七年）參照。

（10）William Lyon Phelps, *Autobiography with Letters* (New York: Oxford University Press, 1939), p. 83. 傅維寧「早期留美史話(一)」（『中外雜誌』一二卷三期、一九七二年）九〇頁。これらは、王煥琛編著『留學教育』一（臺北：國立編譯館、一九八〇年）で紹介されている。初期アメリカ留學生については、李喜所『近代留學生與中外文化』（天津：天津人民出版社、一九九二年）二七～八一頁、に詳しい。

（11）馮自由『革命逸史』初集（上海：商務印書館、一九三九年）一～二頁。

（12）蔡尚志・方行編『譚嗣同全集』增訂本（北京：中華書局、一九八一年）三六二～三六三頁。譯文は、西順藏・坂元ひろ子譯注『仁學』（岩波書店、一九八九年）二〇五～二〇六頁、によりつつ表現を若干改めた。

（13）康有爲「請斷髮易服改元摺」（光緒二十四年七月二十日後）、『戊戌奏稿』（宣統三年五月刊）所收。

（14）その經緯については、黃彰健『戊戌變法史研究』（臺北：中央研究院歷史語言研究所、一九七〇年）五六九～五七〇頁、參照。『戊戌奏稿』は康有爲が後から手を入れた部分があるが、黃彰健によれば、この奏文については原文のままと認められるという。

（15）張枏・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』一（北京：三聯書店、一九六〇年）四七二～四七五頁、にも收錄されている。

（16）また湯志鈞編『章太炎年譜長編』上（北京：中華書局、一九七九年）一〇九～一一〇頁、參照。

（17）『章太炎全集』三（上海：上海人民出版社、一九八四年）三四七～三四八頁。この文章の意義については、高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅――辛亥の死と生と』（龍溪書舍、一九七四年）一三四頁、に詳しい。この時期の章炳麟の排滿思想の徹底化については、小野川秀美『清末政治思想研究』（みすず書房、一九六九年）二八五～三三八頁、海老谷尙典「章炳麟における種族主義の形成――戊戌以後、蘇報案にかけての理論」（無窮會『東洋文化』復刊五一、一九八三年）參照。

（18）馮、前揭、二頁。

（19）劉、前揭、一三〇頁。

（20）宮崎滔天（島田虔次・近藤秀樹校注）『三十三年の夢』（岩波書店、一九九三年）一七六頁。ただしこれは滔天が孫文と知り合う前の經緯である。

（21）馮、前揭、二頁。

（22）小野信爾「辛亥革命と革命宣傳」（小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、一九七八年）八六頁註六一で言及されている。『文興日報』とは、サンフランシスコで出されていた康有爲派の新聞であろう。馮自由『革命逸史』第四集（臺北：臺灣商務印書館、一九六五年）一三六頁の、革命派の新聞『大同日報』の說明に「當保皇黨最盛時、康有爲嘗

派其徒區鞏甲（雲樵）赴美主持該黨機關之文興報」とある。同書第二集（重慶：商務印書館、一九四三年）三二頁にも同様の記述がある。また、汗冰峯『清末革命與君憲的論爭』（臺北：中央研究院近代史研究所、一九六六年）四八頁、參照。

(23) 張・王編、前掲、七四五～七四九頁、も『黃帝魂』テキストを收錄するが、原著の人種差別的表現を意圖的に改變しているので、史料としての價値を損なっている。例えば「天下之賤種、至紅毛土番烟翳巫來黑人、而已極」が「天下之種、如紅毛土番烟翳巫來黑人」と變えられている。「論髮辮原由」の趣旨は、このような「賤種」すら裝いを改めているのに、「漢人」は醜い辮髮を後生大事にし外國で嘲笑されるのは何たることか、というにある。このように、人種の優劣を前提とした上で、「漢人」の評價を高めたいという論理なのである。この時期の人種觀については、坂元ひろ子「中國民族主義の神話――進化論・人種觀・博覽會事件」（『思想』八四九、一九九五年）が示唆を與えてくれる。

(24) 二つのテキストを比較するときに顯著な傾向は、『清議報全編』において「華人」「漢人」が混用されているのに對して『黃帝魂』ではすべて「漢人」で統一されていることであり、『黃帝魂』の編集意圖を窺わせる。しかし、ほとんど無意味と思われる字句の違いが壓倒的に多く、表現上の好みなど審美的要因で理解できるかも疑問である。これは、『黃帝魂』テキストが、何に基づいているか、つまり『文興日報』原文によったか、『清議報全編』によったか、それとも何か別の書物・雜誌等に轉載されたものによったか、という問題とも關係するが、これ以上檢討を續ける材料はない。『文興日報』原文の存在を信じるにしても、『清議報全編』編者が改變しなかったと斷定することもできない。ただ、ここで重要なのは「論髮辮原由」は『清議報全編』と『黃帝魂』に收錄されてはじめて相當廣範な讀者を得たということである。

(25) ただし『黃帝魂』の編者は、『水滸傳』『七俠五義』等の劇にみる昔の服裝も「尚武精神」にかなっており、洋服より「文明」的に思われるとコメントしている。

(26) この年『大公報』が募集した懸賞論文はもうひとつあり、題は「中國女學生服制議」である（六月二十二日「徵文廣告」）。本稿で論ずる剪辮易服は男性のみに關わる議論であるが、女性についてもやはり服制が論點となっていた（他方、女性のショート＝カットは話題にすらならない）ことが注目される。

(27) この時期の「尚武」理念については、朱英「晚清商人尚武思想的萌芽及其影響」（『史學月刊』一九九三年三期）參照。

(28) 五大臣出洋に關する專論として、孫安石「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲運動」（『中國――社會と文化』九、一九九四年）がある。

(29) この上奏文の奏稿は、『清末民初駐美使館檔案』「伍大臣任內具奏條陳截髮案」（中央研究院近代史研究所所藏外交檔案〇二―二三～三―（八））である。一九八三年にこの檔案が整理されたときに附された「本册查記單」には「宣統元年十月十八日」の日附が見える。これが何によるか詳らかでは

ないが、*NCH*, Aug. 5, 1910, p. 310 にみえる農暦十月に上奏されたという記述と合致するので、信頼してもよかろう。『盛京時報』宣統二年七月十日・十三日「伍欽使奏請剪髪之内容」や『東方雑誌』七巻八期（宣統二年八月二十五日）文件第一に見える。また丁賢俊・喩作鳳編『伍廷芳集』（北京：中華書局、一九九三年）三五八～三六〇頁、にも収録されている。管見の限り、活字化されたうちでは『盛京時報』のものが最も元の奏稿に忠実である。*NCH*, Aug. 5, 1910, pp. 309-310 には英譯がある。なお、Linda Pomerants-Zhang, *Wu Tingfang (1842-1922): Reform and Modernization in Modern Chinese History* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 1992), pp. 186-188 は、伍廷芳による上奏が二回（宣統元年と二年）あったと指摘しているが、これは誤りと考えられる。宣統元年アメリカで書かれた奏稿と宣統二年『盛京時報』等に公表された奏文は明らかに同一だからである。では、朝廷で無視された上奏文が、かなりの時間を經てから新聞・雑誌に掲載されたのは何故か。おそらく伍廷芳自身または彼に賛同する者が、ジャーナリズムに情報を流したと推測される。

(30) 濟貝勒は外遊前から剪辮論者であったらしい。外務省記錄『當地方新聞紙抜粋翻譯進達ノ件』（外務省外交史料館所藏一・三・二・二二）、明治四十三年四月五日、在天津總領事小幡酉吉より外務大臣小村壽太郎あて、に含まれる「斷髪令近キニアラン」。「今次禁衛軍大臣濟貝勒ノ東西各國ノ陸軍考察ニ就テハ、貝勒以下總テノ隨員ニ至ル迄、苟クモ武職ニ在ル者ハ成規ノ軍裝ヲ施シテ出發セシメタルガ、今其理由ヲ聞クニ、隨員中辮髪ノ異樣ニシテ日本國民ノ輕蔑スル所トナル旨ヲ説明シタル結果、辮子ヲ巻キ上ゲテ帽子ノ内ニ隠蔽セシメテ頗ブル文明式軍人ノ姿勢ヲ保タン事ヲ希フニ因ルモノナリト。而シテ濟貝勒ハ右ノ次第ヲ攝政王ニ面請シ自カラ斷髪令ノ先驅ト爲リテ禁衛軍軍人ノ一新面目ヲ發揮セン事ヲ縷陳シ（後略）」。

(31) Edmund S. K. Fung, *The Military Dimension of the Chinese Revolution: The New Army and its Role in the Revolution of 1911* (Canberra: Australian National University Press, 1980), p. 79. 漢譯は、馮兆基（郭太風譯）『軍事近代化與中國革命』（上海：上海人民出版社、一九九四年）九七頁。

(32) 桑兵『晩清學堂學生與社會變遷』（板橋：稻禾出版社、一九九一年）三九八～四〇〇頁。

(33) 『張文襄公全集』巻六十八「請定學堂冠服程式摺」光緒三十三年四月十六日。

(34) 清朝治下の動きは、香港にも傳わって大規模な剪辮の流行がみられた。*NCH*, Nov. 25, p. 473.

(35) この資政院第一次常年會については以下が參考になる。張朋園『立憲派與辛亥革命』（臺北：中央研究院近代史研究所、一九六九年）八三～一〇四頁。韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』（北京：中國人民大學出版社、一九九三年）四二一～四五八頁。『資政院第一次常年會議事錄』は、東京都立大學附屬圖書館松本文庫に所藏されている。

(36) 特別委員會の構成員は、次の通り。莊親王・盈將軍・那親王・李子爵・陳懋鼎・崇芳・汪榮寶・長福・沈林一・林紹箕・胡家祺・許鼎霖・江謙・文龢・邵羲・易宗夔・李文熙・牟琳。このうち剪辮を主唱した牟琳は、貴州省遵義縣の人。舉人。日本に留學し宏文學院師範科を卒業した。歸國後は教職につき、また勸學所總董となった。貴州諮議局では副議長。また、同じく易宗夔は、湖南省湘潭縣の人。日本に留學し、歸國後長沙の各學校で教鞭を執った。田原禎次郎（天南）『清末民初中國官紳人名錄』（北京：中國研究會、一九一八年）二一四、二五九頁。

(37) 詳しくは、拙稿「電車と公憤——辛亥革命前夜天津の市内交通をめぐる政治」（『史學雜誌』一〇五編二號、一九九六年）參照。

(38) 以下で用いる上海に關する史料は、上海社會科學院歷史研究所編『辛亥革命在上海史料選輯』（上海：上海人民出版社、一九八〇年）に收錄されているものがある。

(39) 大漢熱心人輯「廣東獨立記」（『近代史資料』一九六一年一期）四五六、四六〇頁。

(40) 外務省記錄『清國革命叛亂ニ際シ斷髮令實施一件』（外務省外交史料館所藏一・六・一・五四）、明治四十四年十一月十八日公信第一三一號在杭州領事館事務代理池部政次より外務大臣内田康哉あて。また鄞縣では「城市少年好事徒、手持快剪伺於途、警見豚及鋒試、道旁觀者拍手呼」という詩が現れた（民國『鄞縣通志』文獻志第四）。李喜所「武昌起義後的農村變動」（『歷史研究』一九八二年二期）より轉引（原書は日本には見あたらない）。

(41) 前註の外務省記錄、明治四十五年三月二十九日公信第一〇六號在奉天總領事落合謙太郎より内田康哉あて。

(42) このあと續けて、もし辮髮を保つのが共和に反對することならば、髮のない佛僧はどうなのか、庫倫のジェプツンダムバ＝ホトクト（哲布尊活佛）や西藏のダライ＝ラマ（達賴喇嘛）は「あくまで民國に背き共和に抵抗する擧に出ている」ではないか、とある。つまり主旨は、剪辮の實行と共和の承認とは關係ないということである。この文章の一部分は、胡繩武・程爲坤「民初社會風尙的演變」（『近代史研究』一九八〇年四期）で紹介されている。

(43) 辛亥革命の時期、南から北へと旅行した記錄である以下も同樣の觀察を示している。Fernand Farjenel, *A Travers la Révolution Chinoise*, Deuxième édition (Paris: Librairie Plon, 1914), pp. 184-185. 日本語譯は、石川湧・石川布美譯『辛亥革命見聞記』（平凡社、一九七〇年）一九六～一九七頁。日本の植民地とされた臺灣の狀況は比較の對象として興味ぶかい。豫想される反發を考慮した當局は、辮髮を剪ることを強制せず、奬勵する政策をとった。これに應じるように臺灣人エリートの中から、組織的な斷髮運動が登場して一九一〇年代に急速に辮髮は少なくなった。吳文星『日據時期臺灣社會領導階層之研究』（臺北：正中書局、一九九二年）二四七～三〇四頁。

(44) 楊吉蘭・劉炳乾「回憶治峪區農協活動」（『大革命時期的陝西地區農民運動』西安：中共陝西省委黨史資料徵集研究委員

會、一九八五年)。

(45) 毛澤東「尋鄔調査」(中共中央文獻研究室編『毛澤東農村調査文集』北京：人民出版社、一九八二年)八八、一一五頁。

(46) 明清時代の風俗論に關しては以下參照。森正夫「明末における秩序變動再考」(『中國——社會と文化』一〇、一九九五年)。岸本美緒「風俗と時代觀」(『古代文化』四八卷二號、一九九六年)。

(47) 鴉片吸引や纏足を戒める結社や「風俗改良會」などは、王爾敏『晚清政治思想史論』(臺北：臺灣商務印書館、一九九五年)「清季學界彙表」にみえる。

(48) 波多野善大「辛亥革命直前における農民一揆」(『東洋史研究』一三卷一・二號、一九五四年)。

(49) 谷井俊仁「乾隆時代の一廣域犯罪事件と國家の對應——割辮案の社會史的素描」(『史林』七〇卷六號、一九八七年)。Philip A. Khun, *Soulstealers: The Chinese Sorcery Scare of 1768* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990), pp.94-118. 日本語譯は谷井俊仁・谷井陽子譯『中國近世の靈魂泥棒』(平凡社、一九九六年)一一八～一四三頁。

(50) 波多野、前揭。

(51) 當該時期の都市民の通俗科學の認識では、髮は血の變質したものとされていたようである。例えば、『申報』宣統三年十一月八日にみえる「生髮膠」の廣告には「髮は血餘たり、血枯るれば髮落つ。本主人、化學に由り一種の生髮膠を發明す。活血生髮の諸藥を以て化鍊して膠と成す。香にして清、潤にして滑、血液を融流せしむ。生髮の第一の妙品に係る」とある。

(52) 譯文は、島田虔次・小野信爾編『辛亥革命の思想』(筑摩書房、一九六八年)によったが、表記を若干あらためた。

(53) 渡邊浩「「進歩」と「中華」——日本の場合」(平石直昭ほか編『アジアから考える⑥近代化像』東京大學出版會、一九九四年)一六一～一六二頁。

(54) 同前。

(55) この時期の「五族」の問題については、片岡一忠「辛亥革命時期の五族共和論をめぐって」(田中正美先生退官記念論集刊行會編『中國近現代史の諸問題』國書刊行會、一九八四年)參照。

(56) 現代中國の「民族」觀と進歩意識の相關について以下が興味深い指摘を行なっている。Dru G. Gladney, "Representing Nationality in China: Refiguring Majority / Minority Identities," *The Journal of Asian Studies*, vol. 53, no. 1 (1994).

LAW AND DISTRICT COURTS IN PREMODERN CHINA: THE MEANING OF JUDICIAL DECISIONS MADE OUTSIDE THE LAW

SADATE Haruhito

In premodern China the statute law itself provided that a judge had an obligation to render all decisions in strict accordance to the statutes. However, an investigation of the reality of district court cases in premodern China brings to light innumerable cases through all periods in which judges rendered decisions that did not strictly follow statutes, even though applicable statutes existed. How can this phenomenon be understood? Some previous scholars have argued that this phenomenon can be regarded as evidence that judges of district courts in premodern China had the right of discretion in rendering judgement. However, in this inquiry I conclude that this phenomenon indicates only a violation of laws carried out by judges of district courts.

How could such blatant violation of existing laws have continued to be carried out throughout premodern times? One answer to this question is that the penalty issued in an illegal decision was usually lighter than the lawful penalty would have been, so that the parties involved in a lawsuit rarely appealed to a higher court in objection to the decision of a lower court. As a result, district court judges' violations of laws were seldom detected by their superiors.

HAIRSTYLE AND PROGRESS: THE SIGNIFICANCE OF THE CUTTING OF THE QUEUE IN THE LATE QING

YOSHIZAWA Seiichiro

It is well known that every male had by law to shave his forehead and plait his hair in a queue during the Qing period. The issue of

whether or not to cut the queue became a major topic of controversy in the late Qing period.

This article analyzes the social and political significance of the cutting of the queue. It has often been remarked that cutting the queue was a symbolic act of the anti-Qing revolution. This type of explanation, however, is oversimple and misleading.

Many people in this period argued that China could not make progress as long as Chinese men were forced to wear the queue; it was inconvenient for action, bad for health, and was constantly ridiculed by foreigners. As a result, they concluded that the Qing emperor should issue an order enforcing the cutting of the queue.

In the course of this controversy, a new type of ideal male image was suggested; in a new era, by removing his queue a man had to make himself represent an image of physical activity in contrast with the traditional image of a man of letters. It was suggested that in a new era, the most important virtue was a martial spirit.

The queue was condemned not only because it was regarded by the Han Chinese as a barbarian hairstyle, but also because it was considered to be backward and not in keeping with the spirit of progress. This view can be regarded as parallel to that of some of the polemicists of the time who attacked the Qing dynasty because it represented a Manchu dynasty which had carried non-progressive notions to China. In this period, the Sinocentric world view was becoming identified with the concept of progress.

THE PEKING SPECIAL TARIFF CONFERENCE AND THE CHINA MARITIME CUSTOMS

KOSE Hajime

The China Maritime Customs maintained a peculiar position within the Chinese political realm. At the same time that it functioned as a vehicle for Chinese tax collection it also guaranteed foreign loans. Within